

KYOUSEI DAYORI

-きょうせいだより-

No.39 R7.10

矯正を知ろう！再犯防止をもっと身近に！

- CONTENTS -

- ・ワークショップ型施設参観 実施！
- ・矯正研修所 福岡支所
- ・インタビュー 矯正研修所福岡支所 主任教官
- ・検証！ 矯正における犯罪被害者等の関与
- ・あなたの街の矯正施設⑫ 筑紫少女苑



きょうせいだよりってなに？

本誌は、地方公共団体や民間団体の皆さんに、法務省の再犯防止の取組や矯正施設のことなどを知ってもらいたいという思いを込めて配信するお便りです。日々の業務の合間に手に取ってご覧いただき、私たち矯正のことを少しでも身近な存在として感じていただけますと幸いです。

※矯正施設…犯罪や非行をした人に自らの罪を反省させるとともに、円滑に社会復帰できるよう内省を深めさせたり、訓練を行ったりする施設の総称。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所がある。

沖縄ブロックでは、少年院で開催したこともあり、地域と少年院が一緒に、少年院に入っている子の自己肯定感を高めるために何ができるかという視点からの意見が多く見られました。イベント終了後には、参加者からのメッセージも寄せられ、職員のモチベーションの向上にも繋がりました。熊本・宮崎・鹿児島ブロックは、熊本刑務所で開催し、ワークショップでは、受刑者が出所後に職場に定着できるようになるためのシステム構築に関するアイデアが出され、参加者・職員共に満足度の高いイベントとなりました。

前号に引き続き、8月に沖縄ブロック、10月初旬に熊本・宮崎・鹿児島ブロックでワークショップ型施設参観を実施しました。



ワークショップ型施設参観を

実施しました！

▼参加者からのメッセージ



みんなの笑顔が
入所している
子ども達の
希望になっている
と思います。

愛情深く、
忍耐強く、
子の生きる力に
なっていて感動
しました。



今号のインタビュー記事では、
その矯正研修所福岡支所の主任教
官の思いをご紹介していますので、
ぜひともご覧ください。

年間を通して様々な研修が計画
的に実施されており、新たに採用
された職員や初級幹部に対する研
修なども行われています。

研修実施施設です。
正研修所は、矯正職員に対して、
職務上必要な知識や技能の習得・
向上や人権に関する理解を深めさせ
ることを目的として設置された

矯正研修所
福岡支所

矯正研修所

刑務官としての日々

※被収容者…受刑者等、矯正施設に収容されている者のこと。

つである矯正研修所福岡支所で教官を統率する立場にある三浦主任教官にお話しを伺いました。

今回は、その支所の一

矯正研修所は、東京都に本所が置かれ、全国7か所（札幌市、仙台市、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市）に支所が置かれています。

矯正研修所は、適正な研修及び訓練を行い、被収容者の人権に関する理解を深めるとともに、被収容者の処遇を適正かつ効果的に改善するために必要な知識を習得・向上させることを目的として設置されています。

三浦…採用後は、刑務所で被収容者の連行や運動立会、夜勤などをしていました。初級幹部になるための試験に合格し、研修を終えてからは、作業を行う工場の副担当や担当、居室棟の担当といった被収容者に従事しました。当時は、今より受刑者の収容率が高く、多くの受刑者を受け持っていました。刑務所の規律・秩序を保つことを特に重視して、些細なことでも受刑者の変化を見逃さないようにしていました。

矯正研修所は、全国の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等に勤務する矯正職員に対して、適正な研修及び訓練を行い、被収容者の人権に関する理解を深めるとともに、被収容者の処遇を適正かつ効果的に改善するために必要な知識を習得・向上させることを目的として設置されています。

期は大変でしたが、振り返ってみると、やりがいを実感できた時期だつたと思います。

それから数年後、更に上を目指しています。刑務官になつてからは、どんな業務をしていましたか。

三浦…採用後は、刑務所や矯正管区での勤務を経て、矯正研修所の支所教官に異動となりました。

それから数年後、更に上を目指して上級幹部になるための試験に合格し、約半年にわたる研修の修了以降は、刑務所や矯正管区での勤務を経て、矯正研修所の支所教官に異動となりました。

矯正研修所の教官として

野口…矯正研修所の教官に異動するに分かつたときはどんな気持ちでしたか。

三浦…全く希望していなかつた所への異動でしたので、最初に言渡しを受けた時は、本当に頭の中が

当時は、家に帰つてからも仕事のことばかり考えていて、寝言で号令を掛けていたと家族から笑われたこともあります。周囲は先輩ばかりで、迷惑を掛けないように、そして少しでもその先輩方に近づこうと必死でした。工場等の担当をしていました時

▼護身術訓練



▲研修員の朝の点検礼式

ポカーンとなりました。これまで現場で積み重ねてきた経験と教官という仕事が、どう結び付くのか想像がつかず、自分に務まるのだろうかと不安でいっぱいでした。特に研修員にどのように教え、どのように向き合えばよいのか全く分からず、何も手に付かない時期もありながら研修支所に異動となりました。

野口..今の堂々とした姿から、そのように思い悩んでいたとは、思いも寄りませんでした。どのようにしてその状況を開いたのですか。

三浦..自分には自信を持つて研修員に伝えられることは多くあります。しかし、冷静になつて振り返ると、これまで上司や先輩方から頂いた助言や現場での経験の数々が思い出されました。それを、私なりの言葉でしっかりと伝えることが自分の役割だと気付いたことがきっかけで気持ちを切り替えることができました。特に「自分が知つておいて良かったこと。」「後輩に伝えておきたいこと。」は、遠慮なく全て伝えていこうと考えるようになりました。



切り替えてからは、教官としての業務も一つ一つ意味が見えるようになり、今では「伝えることの責任と面白さ」を感じながら研修員と向き合っています。

これから 矯正について

やりがいを感じています。

野口..今年の6月に拘禁刑が創設されるなど、矯正は大きな転換期にあると思います。そのような中で、職員を育成するに当たり、どのようにことを意識されていますか。

三浦..矯正研修所の教官としてのやりがいは何ですか。

野口..矯正研修所の教官としてのやりがいは何ですか。

三浦..時には厳しい言葉を掛けることもあります、それは研修員の将来を思つてのことです。最初は不安そうだった研修員が、少しは自信を持ち、姿勢や言葉遣い、判断の仕方が変わっていく様子を見るのが、私にとっての一番のやりがいです。修了して現場に戻つた後に「教官に言われたことが役立つました。」と報告してくれることもあり、その成長ぶりに触れるたび、教官をしていて本当に良かったと心から思います。育成には時間が掛かりますし、一人一人に合った方法を探る必要がありますが、その違いがあるからこそ、

「人に誠実に向き合う姿勢」 それを伝え続けることが私の役割だと思っています。



▲人材育成で矯正の根幹を支えている
教官のみなさん（右から3人目が三浦教官）

野口..最後に、これから矯正職員に期待することを教えてください。

三浦..矯正職員には、社会の安心と安全を守るという使命があります。その使命を胸に、常に前向きに職務に取り組んでいただきたいと願っています。仲間と協力し合い、互いの強みを尊重して成長していくことが、矯正の実務において、何よりも重要だと思っています。時代の変化に柔軟に対応しつつ、被収容者の更生を支える専門職としての誇りを持つて、国民の信頼に応える矯正を担つていただきたいと思います。

検証！

矯正における犯罪被害者等の関与



毎年11月25日から12月1日までの1週間は犯罪被害者週間です

件数は表一のとおりです。
また、再被害防止の観点から、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和5年は432人に対し通知が行われました（目撃者等に対する通知を含む。）。

件数は表一のとおりです。

刑事司法における被害者への配慮

刑事司法の各分野においては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、令和3年3月に策定された第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施しています。

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により、**刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度**が新たに導入されました（令和5年12月1日施行）。この制度は、被害者等から申出があったときに、被害に関する心情、被害設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知しています（被害者等通知制度）。

被害者等が、加害者である受刑者の処遇状況等の通知を希望し、それが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知しています（被害者等通知制度）。

受刑生活中・在院生活中の加害者に伝えるこの他、犯罪被害者の方による講話なども行われているよ。



図1 事件類型別の受理件数

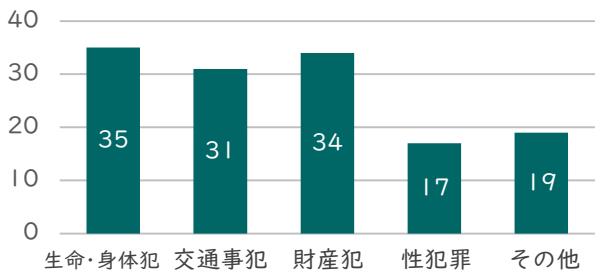


表2 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度利用件数

	刑事施設	少年院	合計
受理	96件	40件	136件
聴取	84件	38件	122件
伝達	80件	33件	113件

R5.12.1～R6.11.30 集計値

というものです。加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導を行います。

制度の運用開始から一年間の制度利用状況は表2のとおりです。

図1は表2の受理件数について

※目撃者等に対する通知を含む。

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により、**刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度**が新たに導入されました（令和5年12月1日施行）。この制度は、被害者等から申出があったときに、被害に関する心情、被害設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知しています（被害者等通知制度）。

受刑生活中・在院生活中の加害者に伝えるこの他、犯罪被害者の方による講話なども行われているよ。



質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

お問合せ先

九州矯正管区 更生支援企画課 福岡市東区若宮5丁目3番53号

TEL:092-661-1143（直通） FAX:092-663-1001

MAIL:1.fukuokakyousei.9jf@i.moj.go.jp





筑紫少女苑の特徴

当院は、昭和24年に福岡少年院の分院として福岡市西区西山4丁目に開院する。



POINT



▲在院者同士で良いところを認め合い、それを集めて美德の木に。

南区皿山で開序し、昭和63年に現在地の福岡市東区大字奈多に移転しました。現在地は福岡市内から志賀島へ向かう途中の玄界灘と博多湾に囲まれた自然豊かな松林の中にあり、九州（沖縄を除く）唯一の女子少年院として、生活指導や職業上の資格取得に力を入れた指導を行っています。

当苑の特色ある指導として、マインドフルネスや美德教育、社会適応スキル・身体能力トレーニングなどの教育プログラムのほか、介護職員初任者研修の資格取得を目的とした訓練を行っています。

らいただいた毛糸で洗剤
不要の食器洗い用たわし
を製作し、完成した作品
を更生保護女性会に寄付
しています。寄付された
エコたわしは更生保護女
性会を通じて介護施設、
児童養護施設に寄付され
ています。



VOICE

次第に自分で編み進められるようになると
今度はその感動を「先生、できました。」
と喜び、得意げに見せ、終了時間を惜しむ
ように変わります。その姿は嬉しく頬もし
い瞬間です。また、若年職員が多いため、
授業で率先垂範できるよう研修会を行うと、
職員間で教え合う雰囲気が高まり、エコた
わし製作の担当者としてのやりがいにつな
がっています。この活動は、再犯防止の意
味合いだけではなく、**無理と思える課題も**
周囲の助けで乗り超えられる、自信や達成
感の醸成にも一役買つていてると思います。

今夏も、更生保護女性会にエコたわしを
お渡しする返礼式でエコたわしが好評とお
伺いして、自分たちの活動が社会に貢献し
ている手ごたえを得た一時になりました。
今後も社会とのつながりを実感できる指導
を心掛けてまいります。

通じて福祉施設等に寄贈する活動に取り組んでいます。授業では両手を使つた糸のかけ方、かぎ針の動かし方が日頃ない指の動きで難しく、側で手取り足取り教えるも容易には習

「その情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養う」特別活動指導の一つとして位置付けられている社会貢献活動ですが、当苑では福岡市更生保護女性会から毛糸をお預かりしてエコたわしを製作し、再び女性会を



自己効力感の涵養のために

現場職員の声 — 法務教官